

平成25年5月15日

東大和市長

尾崎保夫様

東大和市廃棄物減量等推進審議会

会長 杉本洲浩



廃棄物の減量対策と処理費用の負担のあり方について(答申)

平成24年7月23日付大環ご発第5号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

東大和市廃棄物減量等推進審議会では、先般策定された東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）に基づき、発生・排出抑制と資源の有効利用等に努めた持続的発展が可能な社会を目指すことを視座に審議を行った。

その結果、当市の廃棄物処理における課題の解決に向け、市民及び事業者と協働で取り組む廃棄物の減量や排出量に応じた負担の公平化及び住民意識の改革を進めていくため、家庭系廃棄物の有料化を導入することが適当であるとの意見で一致した。

今後、市においては、本答申を十分参考にし、事業の実施に向けて、更なる廃棄物の減量と適正処理を図られたい。



## 1 有料化の目的

家庭系廃棄物の有料化の主な目的は、さらなる廃棄物の減量と排出量に応じた負担の公平化である。

廃棄物の減量施策の推進を図る手段として、家庭系廃棄物の有料化の導入は、大きな意義を持つと考える。

## 2 有料化の対象範囲

可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物を有料化することが望ましいと考える。

また、資源物を含めて有料化とする意義は、廃棄物の減量を効果的に進めていくためには、拡大生産者責任の確立が必要であるが、現状では、収集・選別・保管の業務が市の役割となっていることから、費用の増大が課題となっていることが挙げられる。

なお、資源物の売却益については、一定の歳入が得られているものの事業費を充足するまでには及ばず、かつ不安定なものとなっている。

## 3 有料化の方式

家庭系廃棄物の有料化については、廃棄物の排出量に応じて手数料を求める単純従量制の導入が望ましいと考える。

これは、ごみ袋1枚目から手数料を求めるため、高い減量効果が期待できることや制度が単純で分かりやすいという長所がある。

## 4 手数料の設定

有料化に伴う手数料の設定については、環境省が示す「一般廃棄物処理有料化の手引」（平成19年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の中で例示されている「収集運搬及び施設の運営管理費用に対して、概ね20%若しくは1/3を負担」の考え方を準用し、廃棄物減量効果の状況を見据えながら、単位容量当たりの単価を参考に市民の受容性や多摩地域の導入自

治体の手数料額を考慮して決定すること。

なお、有料化の目的に対する効果を踏まえ、ごみの排出抑制の経済的インセンティブが働く水準とする必要があることから、概ね目安として「収集運搬及び施設の運営管理費用に対して、1/3の負担」とすることが望ましいと考える。

また、袋による排出に馴染まない剪定枝や紙類等については、廃棄物処理シールや紙ひも等を採用するなどの対策を講じる必要がある。

## 5 減額・免除制度

家庭系廃棄物の有料化が、社会的弱者へ過度の負担にならないような配慮が必要である。しかし、廃棄物処理費用への関心や減量効果が失われないよう留意しなければならない。

また、乳幼児や要介護者を抱えている世帯については、頻繁に使い捨ておむつを使用することから、有料化に伴う手数料の負担を、一定程度の緩和措置が必要と考える。

さらに、廃棄物対策の活動や地域での美化活動など、ボランティアによる公共活動への対策を講じること。

## 6 処理手数料の用途

有料化に伴う手数料は、廃棄物の収集運搬及び処理、処分費用の一部に充てるほか、廃棄物の減量化等に係る施策や環境に関する活動支援施策等の財源にするなど、市民の理解が得られる用途とすることが望ましい。

## 7 その他の配慮事項

### (1) 戸別収集の導入

廃棄物の減量や市民意識の改革を図ることと併せて、排出者責任が醸成される戸別収集の取組みを講じること。

## (2) 容器包装廃棄物に係る行政関与の低減

資源物については、費用の増大が課題となっていることから、有料化を具申したが、拡大生産者責任の考えを念頭に置き、市民意識の改革や消費活動に変化をもたらすよう、容器包装廃棄物に係る行政回収のあり方について検討されたい。

## (3) 不法投棄対策

家庭系廃棄物の有料化を導入することに伴い、不法投棄が懸念されるため、警察署等との連絡体制の確立など多摩地域の導入自治体を参考にするなど防止対策を講じること。

## (4) その他の併用施策

家庭系廃棄物の有料化の導入は、廃棄物の減量施策の推進を図る手段として大きな意義を持つと考えるが、発生・排出抑制と資源の有効利用等に努めた持続的発展が可能な社会を目指すためには、更なる廃棄物の減量と適正処理につながる併用施策が必要である。多摩地域の導入自治体の事例を十分参考にし、事業の実施に向けて検討されたい。

# 資料

①家庭系ごみ1kg当たりの処理単価及びごみ袋10当たりの単価

(平成23年度決算)

品 目	経 費 (千円)		売払収入	排出量 (kg)	単 価 (円/kg)	かさ比重 (kg/ℓ)	10当たりの費用
	収集経費	処理・処分					
可燃ごみ	208,644	547,493	—	16,295,380	46.5	0.15	7.0
不燃ごみ	12,639	33,484	—	1,003,820	46	0.26	12.0
資源物	188,105	84,273	—	4,655,291	58.6	0.15	8.8
資源物 (売払収入控除)			80,248		41.3	0.15	6.2
粗大ごみ	25,734	6,462	—	255,200	126.2	—	—
有害ごみ	444	2,846	—	26,834	122.7	0.22	27.0
その他		41,627	—	1,243,029	—	—	—

※その他については、事務経費や集団回収による排出量も含んでいる。  
 ※かさ比重については、導入自治体を参考にしている。

②対象割合ごとの袋の単価

(単位：円/袋)

品 目	袋の容量	対 象 割 合				
		20%	30%	1/3	40%	50%
可燃ごみ	40ℓ	56	84	94	112	140
	30ℓ	42	63	70	84	105
	20ℓ	28	42	47	56	70
	10ℓ	14	21	24	28	35
不燃ごみ	40ℓ	96	144	160	192	240
	30ℓ	72	108	120	144	180
	20ℓ	48	72	80	96	120
	10ℓ	24	36	40	48	60
資源物	40ℓ	71	106	118	141	176
	30ℓ	53	80	88	106	132
	20ℓ	36	53	59	71	88
	10ℓ	18	27	30	36	44
資源物 (売払収入控除)	40ℓ	50	75	83	100	124
	30ℓ	38	56	62	75	93
	20ℓ	25	38	42	50	62
	10ℓ	13	19	21	25	31
有害ごみ (乾電池・蛍光管)	40ℓ	216	324	360	432	540
	30ℓ	162	243	270	324	405
	20ℓ	108	162	180	216	270
	10ℓ	54	81	90	108	135